

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法令が定める法律基本科目群50科目、法律実務基礎科目群15科目、基礎法学・隣接科目群17科目及び展開・先端科目群52科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されている。	法令が定める法律基本科目群58科目、法律実務基礎科目群16科目、基礎法学・隣接科目群14科目及び展開・先端科目群79科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	93単位を修了要件とし、このうち法律基本科目群から54単位(修了要件総単位数の58.1%)以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上(法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上)を修得することとしている。	101単位を修了要件とし、このうち法律基本科目群から62単位(修了要件総単位数の61.4%)以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上(法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上)を修得することとしている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。	課程修了に必要な単位数は、法令上の基準である93単位とされている。このうち、必修単位数は60単位とされているが、法学既修者については、このうち28単位が免除されている。	課程修了に必要な単位数は、101単位とされている。このうち、必修単位数は62単位とされているが、法学既修者については、このうち22単位が免除されている。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限は、2010(平成22)年度以降の入学者については、1年次42単位、2年次36単位、3年次40単位である。	学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限は、2015(平成27)年度以降の入学者については、1年次42単位、2年次40単位(法学既修者42単位)、3年次44単位である。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみ直すことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。	法学既修者は、標準修業年限を2年とするとともに、法学未修者1年次に配当される法律基本科目の必修科目のうち、28単位(「憲法(統治)」「憲法(人権)」「民法(総則・契約)」「民法(財産権)」「民法(損害賠償法)」「民法(債権総論)」「家族法」「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」)を修得したものと見なしている。なお、行政法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の各分野に関する科目については、入学試験の受験科目に含まれていないことから、履修免除科目とはなっていない。	法学既修者は、標準修業年限を2年とするとともに、法学未修者1年次に配当される法律基本科目の必修科目のうち、22単位(「憲法(統治)」「憲法(人権)」「民法(総則・契約)」「民法(財産権)」「民法(損害賠償法)」「民法(債権総論)」「家族法」「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」)を修得したものと見なしている。なお、行政法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の各分野に関する科目については、入学試験の受験科目に含まれていないことから、履修免除科目とはなっていない。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	51名の専任教員が在籍している。	48名の専任教員が在籍している。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員51名の全員が教授である。	専任教員48名の全員が教授である。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員51名に対して18名の実務家教員(9名のみなし専任教員を含む。)が在籍している。	専任教員48名に対して18名の実務家教員(8名のみなし専任教員を含む。)が在籍している。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置については、公法系(憲法4名、行政法3名)、民事法系(民法8名、商法4名、民事訴訟法10名)、刑事法系(刑法4名、刑事訴訟法7名)とされている。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置については、公法系(憲法3名、行政法3名)、民事法系(民法8名、商法4名、民事訴訟法8名)、刑事法系(刑法4名、刑事訴訟法7名)とされている。
その他	入学定員	入学定員は170名である。	入学定員は120名である。